山福告示（E）第２号

山鹿市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成２４年７月２７日規則第２０号）第２条の規定により、特定相談支援事業者の指定をしたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の３０第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 14 日

山鹿市長　　早　田　順　一

１　事業者の名称及び主たる事務所の所在地
（１）名称　　社会福祉法人むべの里光栄
（２）主たる事務所の所在地　　山口県宇部市川添１丁目２番５号

２　事業所の名称及び所在地
（１）名称　　総合相談支援センター　かもと
（２）所在地　　山鹿市鹿本町来民字井尻６４６番

３　指定日　　令和 8 年 11 月 1 日

４　事業の種類及び事業所番号
特定相談支援事業　　4330500416

５　事業の主たる対象者　　特定無し